令和７年（フ）第２２号
北海道標津郡中標津町東２条南１丁目１番地
破産者　有限会社長谷川菓子舗
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所根室支部

令和７年（フ）第３３９５号
東京都中央区銀座３丁目11番19号
破産者　ＬＯＶＥＬＡＮＤ株式会社
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（フ）第２０８８号
東京都八王子市台町４―44―11
破産者　株式会社Ｐ―Ｌｉｎｋ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２０８９号
神奈川県相模原市緑区元橋本町３番16号ＣＡＳＡ　ＦＬＯＲＥＳＴＡ303
破産者　西本　信秋
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１４８号
東京都青梅市新町六丁目８番地の４
破産者　株式会社エイト・カンパニー
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第２１４９号
神奈川県鎌倉市大町一丁目７番１号　セビニエ103、破産手続開始決定時の住所　東京都羽村市神明台三丁目15番地６
破産者　伊藤　則子
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第４６０号
東京都府中市是政４丁目４番地の22ルネファンタグラーレ府中是政119
破産者　菊池　創太
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第４２６号
北九州市戸畑区中原東三丁目９番22号
破産者　有限会社ＫＯＫＥＮ
1　決定年月日　令和８年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第３２７号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町4098番地３、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町磯浜町725番地
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　令和８年10月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和７年（フ）第１１９号
福島県いわき市内郷綴町一之坪32番地の１シャトリエグランデＡ―２
破産者　平田　明博
1　決定年月日　令和８年10月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

令和７年（フ）第４６７号
盛岡市清水町４番５―311号
破産者　照井久美子
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和７年（フ）第１３７１号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目30番２号　なっつ緑ヶ丘Ａ203、従前の住所仙台市太白区越路15番６号
破産者　金子　泰久
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第９７６号
北九州市若松区畠田３丁目６番12―306号
破産者　柴田　哲也
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第２号
北海道旭川市永山８条９丁目10番６号　岡田マンション　103号室
破産者　竹森　正勝
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６１４号
埼玉県入間市小谷田３丁目９番31号
破産者　田森　照彦
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（フ）第２１３号
岡山県備前市西片上148番地
破産者　湯浅　徳子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第９９号
岡山市南区築港新町二丁目２番５号、破産手続開始決定時の住所岡山市南区西高崎83番地26
破産者　田中　哲也
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第７２６号
北九州市小倉南区湯川２丁目９番12号
破産者　山下　淳子
1　決定年月日　令和８年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部